

## 社会福祉法人 松寿苑後援会規約

### (名称及び事務局)

第1条 本会は社会福祉法人松寿苑後援会と称し事務局を松寿苑に置く。

### (目的)

第2条 本会は社会福祉法人松寿苑の行う社会福祉事業を後援し、地域の老人福祉を推進していくことを目的とする。

### (会員及び会費)

第3条 前条の目的に賛同し次に定める会費を拠出した者を会員とする。

1. 一般会員 1口 1,000円とし、1口以上とする。
2. 法人又は団体会員 1口 3,000円とし、1口以上とする。

### (事業)

第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 入居者と地域社会との交流を図るための事業に対する援助
2. 施設の充実及び建設費に対する援助
3. その他本会の目的達成のため必要と認める事業

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。会長・副会長・監事は会員の中から選出した評議員会において選任する。その任期は2年とし再選を妨げない。

会長 1名 副会長 2名 監事 2名

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第6条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、これを代理する。
3. 評議員は本会の重要事項を審議する。
4. 監事は経理の状況を監査する。

### (会議)

第7条 本会の会議は評議員会とし、会長が召集する。

2. 評議員会は本会の運営に必要な事項を審議し、総会に変えることができる。

### (会計)

第8条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもって支弁する。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
3. 事務局は社会福祉法人松寿苑職員が業務を行うこととする。

付則 1. この規約は平成8年7月15日から施行する。

2. この改正は平成10年10月16日から施行する。

3. この改正は平成11年10月19日から施行する。

4. この改正は平成13年10月4日から施行する。